JRサービック労「発」第6号 2023年10月17日

株式会社関西新幹線サービック 代表取締役社長 小松 修治殿

J R サービック労働組合 執行委員長 柳楽 関

2023年度年末手当の要求について

昨年度のサービックの決算は、JR東海の新幹線利用の回復に伴い列車本数の増加を受けて、整備業務量は大幅に増加し、業務量ベースから要員ベースへの 新しい契約方式に移行したこともあり増収となった。

また、経費については、厳しい採用環境の中で、増加する業務に休日勤務等で対応したこと、契約社員給与の引き上げ、賞与一時金の支給などで人件費は増加したものの、3年ぶりの黒字決算となった。会社も認めるように、黒字決算となったのは、業務量の増加に伴い休日出勤等で対応した社員、継続社員、契約社員、パート社員の皆さんの協力があったからである。

これからJR東海の秋輸送と年末年始輸送で、ますますの業務量増が見込まれており、現場で働く全ての社員の協力なくしては乗り切れないと考える。JS労は、同一労働同一賃金という原則がある中で、会社が契約社員の給与引き上げや賞与一時金の支給を行ったことは、契約社員やパート社員といった非正規雇用の従業員の方であっても、仕事の責任や職務内容が正社員と同じであれば、その不合理な待遇差をいくらかでも解消するためのものだと考える。

従ってJS労は、現場の厳しい労働環境の中で働く全ての社員の労に報いる ために、生活給としての賃金である期末手当(年末手当)を下記の通り要求す るので、早急に団体交渉を開催して誠意ある回答を求めるものである。

- 1 社員、継続社員、契約社員の年末手当は、基準月額の3.3箇月とすること。
- 2 パート社員の年末手当は、一律10万円とすること。
- 3 回答は、11月13日までに行うこと。
- 4 支給日は、2023年12月8日までに行うこと。

以上